

設計業務型における総合評価点の算出方法等の変更について

令和元年8月21日から試行実施しております「設計業務型」について、総合評価点の算出方法等を変更しましたので、お知らせいたします。

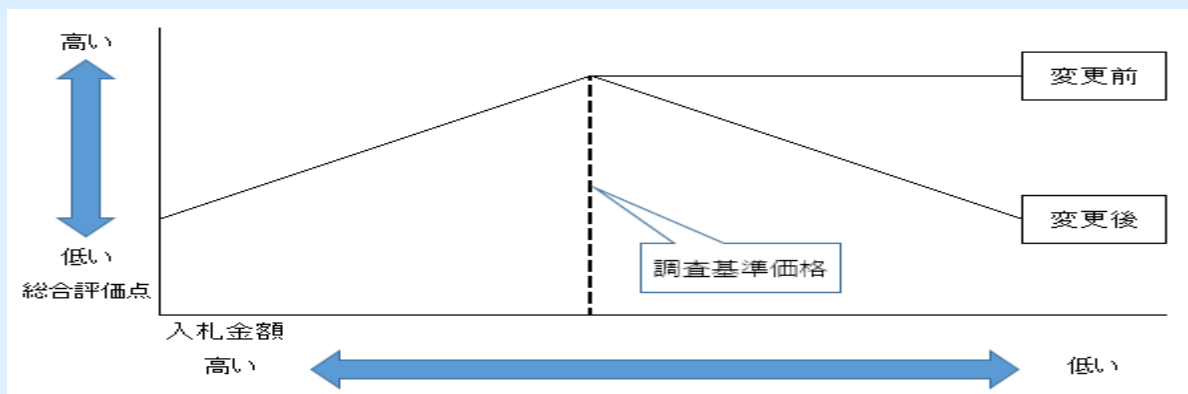
変更点

■ 総合評価点の算出方法

ダンピング受注を防止する観点から、総合評価点の算出方法を以下のとおり変更します。
なお、この変更は、「設計業務型」に限ったものであり、工事の各型式、測量業務型及び一括審査測量業務型の総合評価点の算出方法に変更はありません。

変更前
$\text{総合評価点} = (\text{技術評価点} / \text{入札金額}) \times 10,000,000 \text{ (小数点第4位切捨て)}$
※入札価格が調査基準価格を下回る場合は、算式中の「入札金額」を調査基準価格に読み替える。

変更後
$\text{総合評価点} = (\text{技術評価点} / \text{入札金額}) \times 10,000,000 \text{ (小数点第4位切捨て)}$
※入札価格が調査基準価格を下回る場合は、次式により総合評価点を算出する。 $\text{総合評価点} = [\text{技術評価点} / \{\text{調査基準価格} + (\text{調査基準価格} - \text{入札金額})\}] \times 10,000,000$ (小数点第4位切捨て)



※技術評価点が同じであれば、入札金額が調査基準価格に達した時点で総合評価点が最高となります。また、入札金額が調査基準価格を下回るほど、総合評価点が低下します。

■ 評価対象の拡大

以下の評価項目について、評価対象を拡大します。

評価項目	拡大する内容
過去3年間の災害対応等の活動実績	災害対応等の活動実績について、告示ごとに示す前3年度を評価対象期間としておりましたが、評価対象期間を <u>当年度及び告示ごとに示す前3年度</u> に拡大します。

■ 適用年月日

令和2年4月1日以後に告示する設計業務から適用します。